

○阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月25日

阿南市規則第32号

改正 平成28年9月30日規則第46号

平成29年6月27日規則第24号

平成30年9月27日規則第22号

平成30年12月25日規則第30号

令和2年1月17日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年阿南市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の保健事業の実施に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の特定健康診査の実施に関する事務

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第24条の特定保健指導の実施に関する事務

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第25条の特定保健指導に関する記録の保存に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条の子どものための教育・保育給付の支給に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 子ども・子育て支援法第30条の2の子育てのための施設等利用給付の支給に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 子ども・子育て支援法第59条（同条第3号及び第10号に限る。）の地域子ども・子育て支援事業に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条第1項の生活困窮者住居確保給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する事務とする。

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 阿南市こどもの医療費の助成に関する条例（昭和48年阿南市条例第2号）第4条の医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 阿南市こどもの医療費の助成に関する条例第7条の医療費の返還に関する事務
- (3) 阿南市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年阿南市規則第8号）第4条及び第5条の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 阿南市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則第7条の受給者証の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和48年阿南市条例第11号）第3条の医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例第5条の助成費の返還に関する事務
- (3) 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年阿南市規則第4号）第3条、第4条、第6条及び第6条の2の受給者証等の交付申請及び更新申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答に関する事務
- (4) 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第7条の資格内容変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年阿南市条例第32号）第3条の災害弔慰金の支給に関する事務
- (2) 阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条の災害障害見舞金の支給に関する事務
- (3) 阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条第1項の災害援護資金の貸付けに関する事務

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、就学援助の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 重度身体障害者住宅改造費助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 重度身体障害者用自動車改造費助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第13条 削除

第14条 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、病児・病後児保育の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第15条 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、行政措置としての予防接種の費用の助成に関する事務とする。

第16条 条例別表第1の15の項の規則で定める事務は、臨時福祉給付金支給事業における臨時福祉給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第17条 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第18条 条例別表第1の17の項の規則で定める事務は、後見開始等の審判申立ての要請若しくは申立費用若しくは報酬の助成の申請の受理、当該要請若しくは申請に係る事実についての調査若しくは審査又は当該要請若しくは申請に対する応答に関する事務とする。

第19条 条例別表第1の18の項の規則で定める事務は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第20条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条第1項の助産施設における助産の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みを行う者及びその者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止、同法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

イ 市民税(阿南市税条例(昭和33年阿南市条例第13号)第3条第1項第1号に掲げる市民税(個人に係るものに限る。以下同じ。))及び固定資産税(同項第2号に掲げる固定資産税をいう。以下同じ。)に関する情報

(2) 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 児童福祉法第24条の保育所における保育の実施又は措置の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みに係る児童、その保護者及びこれらの者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報(以下「身体障がい者手帳関係情報」という。)

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45

条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報（以下「精神障がい者手帳関係情報」という。）

ウ 知的障がいがあると判定された者等に対し交付する手帳に関する情報（以下「療育手帳等関係情報」という。）

エ 生活保護実施関係情報

オ 市民税に関する情報（児童に係るものを除く。）

カ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）

キ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当支給関係情報」という。）

（4） 児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務 前号に掲げる情報

第21条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（1） 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障がい児に係る次に掲げる情報

ア 身体障がい者手帳関係情報

イ 精神障がい者手帳関係情報

ウ 療育手帳等関係情報

エ その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

オ エに規定する者に係る市民税に関する情報

（2） 児童福祉法第21条の6の障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務 当該提供に係る障がい児に係る次に掲げる情報

ア 身体障がい者手帳関係情報

イ 精神障がい者手帳関係情報

ウ 療育手帳等関係情報

（3） 児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務 当該徴収に係る障がい児の保護者及びその同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 市民税に関する情報

第22条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、児童福祉法第6条の4第1項の里親の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の3の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者及びその同居者に係る市民税に関する情報とする。

第23条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条の実費の徴収の決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該決定に係る予防接種を受けた者に係る生活保護実施関係情報とする。

第24条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 当該措置に係る者に係る次に掲げる情報

ア 身体障がい者手帳関係情報

イ 生活保護実施関係情報

ウ 市民税に関する情報（その配偶者に係るものを含む。）

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付支給関係情報」という。）

(2) 身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務 当該措置に係る者の扶養義務者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 市民税に関する情報

第25条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の医療保護入院に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該医療保護入院に係る者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 精神障がい者手帳関係情報

(2) 生活保護実施関係情報

(3) 市民税に関する情報

(4) 自立支援給付支給関係情報

第26条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項から第3項までの保護の実施に関する事務 同法第6条第1項の被保護者及び同条第2項の要保護者に係る次に掲げる情報

ア 身体障がい者手帳関係情報

イ 精神障がい者手帳関係情報

ウ 療育手帳等関係情報

エ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する情報

(2) 生活保護法第77条第1項、第78条第1項から第3項まで又は第78条の2第1項若しくは第2項の徴収金の徴収に関する事務 前号に掲げる情報

第27条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課

税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 納税義務者及び当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報
- (2) 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
- (3) 第1号に規定する者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
- (4) 納税義務者及び当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収に関する情報
- (5) 前号に規定する者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項の保険料の徴収に関する情報
- (6) 納税義務者並びにその配偶者及び扶養親族に係る療育手帳等関係情報
- (7) 第1号に規定する者に係る自立支援給付支給関係情報

第28条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 公営住宅法第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する事務 同法第2条第2号の公営住宅の入居者並びにその同居者及び連帯保証人に係る次に掲げる情報
  - ア 生活保護実施関係情報
  - イ 市民税に関する情報
- (2) 公営住宅法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 第1号に掲げる情報

第29条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報
  - ア 阿南市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する該当者情報及び診療情報
  - イ 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する該当者情報及び診療情報
- (2) 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 被保険者及び世帯主

に係る市民税に関する情報

(3) 国民健康保険法第82条の保健事業の実施に関する事務 被保険者に係る国民健康保険税（地方税法第703条の4の国民健康保険税をいう。以下同じ。）の課税に関する情報

(4) 国民健康保険法附則第6条の退職被保険者等の経過措置に関する事務 第2号に掲げる情報

(5) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者及びその者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 市民税及び固定資産税に関する情報

ウ 公営住宅法第25条第1項の入居に関する情報

第30条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 知的障害者福祉法第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される知的障がい者に係る次に掲げる情報

ア 療育手帳等関係情報

イ 生活保護実施関係情報

ウ 市民税に関する情報（その配偶者に係るものを含む。）

エ 自立支援給付支給関係情報

(2) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務 第1号（アを除く。）に掲げる情報

第31条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 住宅地区改良法第2条第6項の改良住宅の入居者並びにその同居者及び連帯保証人に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 市民税に関する情報

(2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の

明渡しの請求に関する事務 第1号に掲げる情報

- (4) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法第12条第1項の家賃の決定に関する事務 第1号に掲げる情報

第32条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求をする者及びその者と生計を一にする者に係る市民税に関する情報
- (2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第33条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条第2項（同法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る市民税に関する情報
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条第1項、第31条の7第1項又は第33条第1項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及びその者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
- ア 生活保護実施関係情報
- イ 市民税に関する情報
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及びその者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

第34条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報
- ア その監護する障がい児に係る身体障がい者手帳関係情報
- イ その監護する障がい児に係る精神障がい者手帳関係情報
- ウ その監護する障がい児に係る療育手帳等関係情報
- エ 生活保護実施関係情報
- オ 市民税に関する情報
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額



の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る次に掲げる情報

- ア 身体障がい者手帳関係情報
- イ 精神障がい者手帳関係情報
- ウ 療育手帳等関係情報
- エ 生活保護実施関係情報
- オ 市民税に関する情報

第35条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務とし、同表の16の項の規則で定める情報は、同条の給付又は支給に係る未熟児の扶養義務者に係る市民税に関する情報とする。

第36条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法第17条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）及び同項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同条第1項の給付をいう。以下同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者（同法第7条第1項の一般受給資格者をいう。）又は当該一般受給資格者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 市民税に関する情報

(2) 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第37条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第20条の特定健康診査の実施に関する事務 当該特定健康診査の対象者に係る次に掲げる情報

- ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
- イ 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- ウ 自立支援給付支給関係情報

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第24条の特定保健指導の実施に関する事務 当該特定保健指導の対象者に係る生活保護実施関係情報

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第25条の記録の保存に関する事務 前号に掲げる情報

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の一部負担金の算定に関する事務 当該算定に係る者及びその者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する

情報

(5) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第10条第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る被保険者に係る次に掲げる情報

ア 身体障がい者手帳関係情報

イ 精神障がい者手帳関係情報

ウ 療育手帳等関係情報

エ 生活保護実施関係情報

第38条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務とし、同表の19の項の規則で定める情報は、いずれかの支援給付の支給を必要とする状態にある者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 身体障がい者手帳関係情報

(2) 精神障がい者手帳関係情報

(3) 療育手帳等関係情報

(4) 公営住宅法第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する情報

第39条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務 当該一時差止めに係る被保険者に係る医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報

(2) 介護保険法第203条の資料の提供等に関する事務 被保険者、その配偶者及びこれらの者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

(3) 介護保険法第12条の規定による被保険者資格の取得及び喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 自立支援給付支給関係情報

第40条 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務とし、同表の21の項の規則で定める情報は、当該事業の対象者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護実施関係情報

(2) 市民税に関する情報

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第2章第2節の特定健康診査又は特定保健指導に関する情報

第41条 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条及び第42条の4に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の決定に係る障がい者及びその配偶者に係る市民税に関する情報とする。

第42条 条例別表第2の23の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障がい者に係る次に掲げる情報

ア 身体障がい者手帳関係情報

イ 精神障がい者手帳関係情報

ウ 療育手帳等関係情報

エ 生活保護実施関係情報

オ 市民税に関する情報（その配偶者に係るものを含む。）

カ 特別児童扶養手当支給関係情報

キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

ク 国民健康保険の被保険者の資格及び国民健康保険税の納付に関する情報

ケ 高齢者の医療の確保に関する法律第4章第2節の後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務 前号に掲げる情報

第43条 条例別表第2の24の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第11条の子どものための教育・保育給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費及び同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る子どもの保護者、当該保護者と同一世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市民税に関する情報

ウ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る自立

支援給付支給関係情報

エ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障がい者手帳関係情報

オ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障がい者手帳関係情報

カ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る療育手帳等関係情報

キ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ク 当該申請に係る子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当支給関係情報

ケ 当該申請に係る子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当支給関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第30条の2の子育てのための施設等利用給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 子ども・子育て支援法第59条(同条第2号、第3号、第6号、第10号及び第11号に限る。)の地域子ども・子育て支援事業に関する申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る子どもの保護者、当該保護者と同一世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子(他の者の同生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る市民税に関する情報

イ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

第44条 条例別表第2の25の項の規則で定める事務は、生活困窮者自立支援法第6条第1項の生活困窮者住居確保給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の25の項の規則で定める情報は、当該申請に係る生活困窮者及びその者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報とする。

第45条 条例別表第2の26の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該措置に係る外国人に係る次に掲げる情報とする。

(1) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

(2) 身体障がい者手帳関係情報

(3) 精神障がい者手帳関係情報

(4) 療育手帳等関係情報

(5) 生活保護実施関係情報

(6) 市民税及び固定資産税に関する情報

(7) 公営住宅法第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する情報

(8) 児童扶養手当支給関係情報

(9) 特別児童扶養手当支給関係情報

(10) 児童手当法第8条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

(11) 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

(12) 自立支援給付支給関係情報

第46条 条例別表第2の27の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 阿南市こどもの医療費の助成に関する条例第4条の医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る子ども及びその保護者に係る次に掲げる情報

ア 医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

イ 生活保護実施関係情報

ウ 市民税に関する情報（子どもに係るものを除く。）

エ 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（子どもに係るものに限る。）

(2) 阿南市こどもの医療費の助成に関する条例第7条の医療費の返還に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 阿南市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則第4条及び第5条の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 阿南市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則第7条の受給者証の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第47条 条例別表第2の28の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例第3条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る重度心身障がい者等に係る次に掲げる情報

ア 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 身体障がい者手帳関係情報

ウ 療育手帳等関係情報

エ 生活保護実施関係情報

オ 市民税に関する情報（当該重度心身障がい者等と同一の世帯に属する者又は住居若しくは生計を共にする者に係るものを含む。）

カ 児童扶養手当支給関係情報

キ 特別児童扶養手当支給関係情報

ク 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報

(2) 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例第5条の助成費

の返還に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第4条、第6条及び第6条の2の受給者証等の交付申請及び更新申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第7条の資格内容変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第48条 条例別表第2の29の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条の災害弔慰金の支給に関する事務 当該支給に係る者及びその者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

(2) 阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条の災害障害見舞金の支給に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条第1項の災害援護資金の貸付けに関する事務 第1号に掲げる情報

第49条 条例別表第2の30の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 重度身体障害者住宅改造費助成金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る重度身体障がい者及びその者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 身体障がい者手帳関係情報（重度身体障がい者に係るものに限る。）

イ 生活保護実施関係情報

ウ 市民税に関する情報

(2) 重度身体障害者用自動車改造費助成金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る重度身体障がい者に係る次に掲げる情報

ア 身体障がい者手帳関係情報

イ 生活保護実施関係情報

ウ 市民税に関する情報

第50条 条例別表第2の31の項の規則で定める事務は、病児・病後児保育の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該保育に係る児童の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護実施関係情報

(2) 市民税に関する情報

第51条 条例別表第2の32の項の規則で定める事務は、行政措置としての予防接種の費用の助成に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該助成に係る者に係る生活保護実施関係情報とする。

第52条 条例別表第2の33の項の規則で定める事務は、臨時福祉給付金支給事業における臨時福祉給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者、その者と同一の世帯に属する者及びこれらの者と生計を一にする者に係る市民税に関する情報とする。

第53条 条例別表第2の34の項の規則で定める事務は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る軽度・中等度難聴児に係る次に掲げる情報とする。

(1) 身体障がい者手帳関係情報

(2) 生活保護実施関係情報

(3) その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

第54条 条例別表第2の35の項の規則で定める事務は、後見開始等の審判申立ての要請又は申立費用若しくは報酬の助成の申請に係る事実についての調査又は審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該要請又は申請に係る者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 精神障がい者手帳関係情報

(2) 療育手帳等関係情報

(3) 生活保護実施関係情報

(4) 市民税及び固定資産税に関する情報

第55条 条例別表第2の36の項の規則で定める事務は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者及びその者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報とする。

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第56条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務とし、同表の1の項の規則で定める情報は、同法第6条第1項の被保護者及び同条第2項の要保護者に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報とする。

第57条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該措置に係る外国人に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。

第58条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条による医療に要する費用についての援助に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同条の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護実施関係情報

(2) 市民税に関する情報

第59条 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第11条の子どものための教育・保育給付の支給の申請

に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費及び同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る子どもの保護者、当該保護者と同一世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市民税に関する情報

ウ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る自立支援給付支給関係情報

エ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障がい者手帳関係情報

オ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る精神障がい者手帳関係情報

カ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る療育手帳等関係情報

キ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ク 当該申請に係る子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当支給関係情報

ケ 当該申請に係る子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当支給関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第30条の2の子育てのための施設等利用給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 子ども・子育て支援法第59条（第3号及び第10号に限る。）の地域子ども・子育て支援事業に関する申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る子どもの保護者、当該保護者と同一世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市民税に関する情報

イ 当該申請に係る子ども又は当該申請子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

第60条 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る児童生徒の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護実施関係情報

(2) 市民税に関する情報

第61条 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、就学援助の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る児童生徒の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護実施関係情報



(2) 市民税に関する情報

第62条 削除

(委任)

第63条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第46号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月27日規則第22号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年1月17日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。